

国家戦略特区 今後の進め方について

平成28年4月13日

秋 池 玲 子
坂 根 正 弘
坂 村 健
竹 中 平 蔵
八 田 達 夫

1、この2年間(集中取組期間)に対する評価

- 国家戦略特区制度は、昨年度末までの2年間で、医療・福祉・雇用・教育・農業・観光・都市再生などの幅広い分野において、いわゆる「岩盤規制」を含む50項目を超える規制改革を実現してきた。なお、この中には、「少なくとも特区で実現すべき」とのアプローチにより、結局、全国措置として実現した項目も含まれている。これらの成果は、ひとえに、自らを「岩盤を突破するドリル」に例え、国家戦略特区制度を積極的に主導された、安倍総理の強力なリーダーシップによるものに他ならない。あらためて感謝を申し上げたい。
- これらの改革メニューを活用して、1次指定6特区(東京圏、関西圏、新潟市、養父市、福岡市、沖縄県)を始めとする10の特区において、これまでに171の具体的事業が目に見える形で実現しつつある。このうち今回は、1次指定6特区において、昨年度までに認定された113の事業について初めての評価が行われたが、養父市や東京圏を中心に、各事業がスピーディに進捗していると、総じて評価できる。
- しかしながら他方で、下表のとおり、特に沖縄県を始め、各特区において本来活用されるべきメニューが未活用のままとなっている状況も散見される。本諮問会議として各自治体に対し、これらの速やかな活用を、引き続き促していくべきである。

| 区域 | 未活用メニュー (区域会議における民間有識者の指摘等によるもの) |
|----------|-------------------------------------|
| 東京都 | 家事支援、民泊(大田区を除く)、住宅容積率の緩和等 |
| 神奈川県、成田市 | 民泊等 |
| 関西圏 | 都市再生、教育、外国医師、医療法人理事長要件等 |
| 新潟市 | 民泊、医療関係事項等 |
| 養父市 | 特になし |
| 福岡市 | 都市再生、民泊、教育関係事項等 |
| 沖縄県 | 観光、農業関係事項など全般 |

2、国家戦略特区の「新たな目標」について

- ・ このように、この2年間で、「多くの岩盤に突破口を開いてきた」国家戦略特区であるが、他方で、「戦後最大の経済・GDP600兆円」のためには、「全ての岩盤を完全に打ち砕く」ことにより、我が国を「世界で一番ビジネスのし易い国」としていくことが急務である。こうした中で、「2年間で岩盤規制の全ての突破口を開く」という昨年度末までの「集中取組期間」の目標に代わる「本年度からの新たな目標」については、国家戦略特区の本来果たすべき以下の2つの機能・側面に着目した上で、早急に決定すべきである。

(1)残された岩盤規制打破のための「突破口(ドリル)」

特に、例えば以下の分野・事項などを重点課題として、引き続き、岩盤規制の完全打破に向けた取組を強化する。

- ① 各分野における「外国人材」の受入れ促進
- ② 各種インフラの「コンセッション」推進等も含めた「インバウンド」の推進
- ③ 観光分野に留まらない、各分野での「シェアリングエコノミー」の推進
- ④ 医療・福祉・教育分野での「官民事業主体のイコールフットイング」徹底
- ⑤ 特にグローバル・新規企業等における「多様な働き方」の推進
- ⑥ 地方創生に寄与する「一次産業」や「観光」分野での改革の推進

(2)全国のビジネスニーズへの対応(総ざらい)のための「窓口(ゲートウェイ)」

必ずしも、岩盤規制と定義されなくとも、全国各地の事業者や自治体が日々直面している制度面での阻害要因について、結果として特区を出口としないものを含め、これらの一つ一つの具体的なビジネスニーズに常時・網羅的に対応し、あらゆる事業の実現を図るための「窓口(ゲートウェイ)」として、国家戦略特区を更に活用すべきである。

このため、例えば、事業者や自治体からの規制改革提案・要望を募る「集中受付」を同じ時期に連名で行うなど、規制改革会議との連携を更に強化すべきである。

- ・ また、新たな目標を達成するため、今後2年間で、例えば、「改革強化・可視化期間」として位置付け、
 - 規制改革メニューの追加や深掘り、全国展開、
 - 必要に応じた指定区域の追加、
 - 改革メニューの活用による具体的事業の見える化などを、一層加速化していく必要がある。

3、国家戦略特区の中期的課題について

- ・ さらに、国家戦略特区制度を活用し、我が国の経済活性化を一層加速化していくためには、中期的課題として、
 - ① 国家戦略特区内でのペイアズユーゴー原則を前提とした、自治体主導の柔軟な税制措置
 - ② 諸外国の特区制度との連携強化による、諸外国との一層の貿易・投資促進
 - ③ 広域的な特区をモデルとした、道州制の実験などについても速やかに検討を行い、可能なものから具体策を講じていくことが必要である。